

パターナリズムとケアの倫理の相互補完の可能性

— 自律の尊重を巡る議論を手掛かりに —

坂本達也

(2022年10月7日受理)

The possible complementarity of paternalism and the ethics of care:
“Respect for autonomy”

Tatsuya Sakamoto

Abstract: This study aims to clarify the relationship between paternalism and the ethics of care, which have been viewed as opposites. In particular, the ethics of care criticizes paternalism. However, both the ethics of care and paternalism have “for you” as their starting point, so it is difficult to conclude that they are in opposition to each other. In this paper, we attempted to shed light on the relationship between the ethics of care and paternalism. To do so, we took the following three steps. First, we studied ideological developments surrounding the definition of paternalism. Second, we introduced the justification theory of paternalism. There are various reasons for paternalism, and “respect for autonomy” has been proposed as the most plausible justification. However, the understanding of “respect for autonomy” differs among commentators. Third, we present “respect for autonomy” according to the ethics of care, where “respect for autonomy” differs from the liberal understanding of autonomy. Through these measures, we reconsidered the link between the ethics of care and paternalism, with “respect for autonomy” as a clue (178).

Key words: Paternalism, Ethic of Care, Respect for Autonomy

キーワード：パターナリズム、ケアの倫理、自律の尊重

1. 問題設定

本稿の目的は、ケア倫理学におけるパターナリズム批判の争点を明らかにすることを通して、対象が子どもの場合、パターナリズムとケアの倫理が相互に補完し得る可能性をもつことを示すことである⁽¹⁾。

ケア倫理学はパターナリズムを避けるべきものとして捉えることが多く、ケアの倫理とパターナリズムは対立するものとしてみなされてきた⁽²⁾。パターナリ

ズムによる介入は、相手のためという理由によって強制的に、相手の意思や感情を無視して行われることがある。そして、被介入者を自分の利益を判断できない愚かな存在とみなし遂行されることも多い(井上, 2006, p.690)。そのため、相手と生じる関係に注目し、共感に基づいた関係性を維持しようとするケアの倫理は、そのような特徴をもつパターナリスティックな介入を避けるべきとみなす。

しかし、相手が当該介入を拒否している場合でも、その対象が子どもの場合、子どもの利益や危害からの保護に鑑みると、介入しないことが問題となる事例があるだろう。また、たとえある行為がパターナリスティックな介入であったとしても、相手の安全や利益を考え介入や干渉が行われる事例もある。

本論文は、課程博士候補論文を構成する論文の一部として、以下の審査委員により審査を受けた。

審査委員：丸山恭司（主任指導教員）、山田浩之、
曾余田浩史、杉田浩崇

そのため、たとえケアと呼ばれる行為がパターナリスティックな特徴を持っていたとしても、ケアする者はその行為を行うこともある⁽³⁾。パターナリスティックな特徴を持つ介入がケアの倫理から生じるという事実を踏まえ、ケア倫理学においてパターナリズムを避けるべきものとみなしケアの倫理とパターナリズムを単純な二項対立として描くことには検討の余地があると思われる。

ケアの倫理もパターナリズムも「あなたのために」という理由を念頭におくものの、ケアの倫理はパターナリズムを次のように批判する。パターナリズムはその語源に父性を意味する「pater」を含んでおり、「家父長主義」と翻訳されてきた。そのため、女性の解放と共に展開されてきたケア倫理学にとっては批判の対象であり、その克服が目指されることが多い。

しかし、ケアの倫理とパターナリズムは必ずしも対立関係として描かれるばかりではない。安井 (2021) のように、ケアの倫理に基づくこうした介入の場面においてパターナリスティックとみなされる介入は不可避であり、ケアの倫理の理論枠組みにおいて説明される弱いパターナリズム (soft paternalism)⁽⁴⁾ を認めようとする議論もある。また、対立する関係とみなす立場であってもパターナリズムの何を問題視しているのかは論者によって異なる。例えば上野のように家父長制を助長する側面を問題にしている論者もいれば、岡田 (2016) のようにケアの倫理とパターナリズムの対立構造を「現在の生活の充足」か「将来の生活の充足」か、で捉えている論者もいる。

このように、ケアを標榜する様々な研究においてパターナリズムは議論の対象となっているもののこれらの議論は次の点で問題があると言えよう。すなわち、パターナリズムの何を問題としているのかが不明確であり、その言葉自体が持つ否定的な側面に焦点を当て批判をしていると思われる点である。パターナリズムはその正当性を巡り議論が蓄積されているものの、ケアの倫理の立場からパターナリズム研究の蓄積に言及されることは少ない。ケアを標榜する議論は「パターナリズム」というだけでその問題点を自明なものとし批判の対象とする傾向があり、パターナリズム研究で蓄積されてきた自律への態度や前提とされてきた人間観の変遷が見落とされ議論が展開されてしまう。

そこで本稿は、パターナリズムを批判する際に、ケア倫理学が何を争点としているのかを、ケア倫理学の観点からパターナリズムの問題に言及している M. スロートに注目し、明らかにしたい。スロートはある個人に害を与える行為を防ぐために介入すべきかどうかの問題をケアの倫理に立脚しながら展開する中で、パ

ターナリスティックな介入状況を一概に批判できないとの立場をとる。この問題に対しスロートは、関係的な自律観を手がかりに自由主義とケアの倫理、そしてパターナリズムがそれぞれどのような関係にあるのかを整理し、お互いをどのように評価できるかを検討している。本稿ではこれまでのパターナリズム研究を踏まえ、争点となっている「自律の尊重」をスロートのケア倫理学から再考したい。スロートのケア倫理学を手掛かりにする意義は二つある。

第一に、子どもに対するパターナリズムの正当性を巡る議論への展開可能性を見出せる点である。子どもに対するパターナリズムもまた、大人へのパターナリズムの正当化を巡る議論と同様にその争点は「自律の尊重」である。しかしながら、何が自律の尊重にあたるかの判断に際して、その根拠は子どもの将来の利益の確保に焦点が当てられており、目の前の子どもの欲求や訴えに対する承認が検討の対象となっていない。その一方、目の前の相手との関係性を重視するケア倫理学は、その点を考慮した自律観を提唱している。そのため、今までの先行研究では十分に検討されてこなかった観点から子どもに対するパターナリズムの正当性を議論できるだろう。

第二に、スロートが自由主義への批判の中でパターナリズムについて言及している点が挙げられる。パターナリズムは、相手の自由を制限するという点で自由主義からも批判されてきた。しかしながら、スロートは自由主義が挙げる争点とは異なる、ケア倫理学に特有なパターナリズム批判の争点を挙げる。スロートのパターナリズム批判を通して、ケアの倫理が自由主義の論者から向けられてきた、被介入者の自由への侵害、という批判にも応答することができるだろう。自由主義に基づいた正義論では、相手の自由を侵害するという点でパターナリズムを批判の対象としてきた。さらに、正義論の立場からすれば、ニーズの推測に基づいたとえ成人であってもニーズの推測に基づいて介入を行うケアの倫理もまた、自律を侵害するパターナリズムとなり非難の対象となりかねない (品川, 2007, p.202)。正義論及びケア倫理学から批判されるパターナリズムであるが、パターナリズムを正義論への批判かつケア倫理学に近いものと捉える立場もある。中村は、パターナリズムを正義論が前提とした自律的・合理的な選択・決定への疑義として捉え、パターナリズムとケアの倫理は近代的思考が埒外に置いた個別具体的な個人にまなざしを向けるという点で重なる部分があると主張する (中村, 2007, p.294)。

本稿では、このようなケアの倫理・正義・パターナリズムを巡る議論のねじれを整理し、ケア倫理学にお

いて自明な問題として捉えられてきたパターナリズムをめぐる論点を明瞭なものとし、パターナリズムとケアの倫理の相互補完の可能性を示す。

2. パターナリズムの定義を巡る思想的展開

まず、パターナリズムという言葉がどのような意味で理解されてきたのかを整理することで、その言葉が示す範囲や領域を整理しよう。相手が望んでいなくとも「あなたのために」という理由を介入の根拠とするパターナリズムは、社会政策から私たちの日常生活におけるまで、様々な場面で作用している。私たちの営為に広くかかわっているパターナリズムであるが、その議論の萌芽はJ. S. ミルの『自由論』から出発し、H. L. A. ハートやG. ドゥオーキンによって「大まかな定義」がなされた。その定義を批判的に展開する形でJ. クライニッチが定義しなおし、現在のパターナリズム研究ではパターナリズムが正当とみなされる場合どのような理由によってなのか、が論点の中心となっている。

ドゥオーキンから始まったパターナリズム研究は、教育学の中でも議題になることがあり、子どもに対するパターナリズムを巡る議論を太田(1995)が我が国に紹介して以来、大江(2003)や帖佐(2012)によって正当とみなされる場合の理由が検討されることになる。本稿でも先行研究の流れに沿いながらパターナリズムの思想的展開を整理し、その論点の変遷を整理する。

議論の余地なく批判の対象とされていたパターナリズムが捉え直された背景の一つに、P. デ布林とH. L. A. ハートとの間で行われたハート・デ布林論争がある。この論争をきっかけに、第三者による介入の一つの形としてパターナリズムが注目されるようになる(畑本, 2011, p.3)。この論争は、売春や同性愛行為を法的に規制することの是非についての報告書であるウォルフエンデン報告書(1957)の見解を巡るものであった。デ布林は、公共道徳(public morality)を維持することを理由に国家が個人に介入することを認める立場をとる。一方ハートは不道徳なものが不道徳なゆえに罰することを認めるデ布林の主張をリーガル・モラリズムであると批判し、第三者が介入できる根拠に道徳の維持をあげるべきではないと批判する。

そこでハートはJ. S. ミルの自由論を手掛かりに、第三者が介入を許されるのは、被介入者が自分自身に危害を加えようとするときであるというパターナリズムを認める立場をとる。ハートはパターナリズムを「人々(個々人)を彼ら自身から護ること」(中村,

2007, p.6)とのみ説明しているものの、この論争によってジェンダーの観点や自由主義の観点から批判されていたパターナリズムは、無制限な介入を許してしまうことへの牽制として、正当化の余地がある危害原理の一つとして捉え直されたと理解されている。リーガル・モラリズムを介入の理由として認めることは、魔女狩りのような無制限な介入を許すことになりかねない。そのためパターナリズムが介入の理由として注目されるようになった。

ハート・デ布林論争により俎上に上がったパターナリズムは、それ以後G. ドゥオーキンやJ. クライニッチらによってその定義を巡り論が展開される。ドゥオーキンは初めて本格的なパターナリズムに関する研究を著したとして多くの先行研究でも言及されている。ドゥオーキンはパターナリズムを次のように定義した。すなわち「もっぱら強制される人の福祉・幸福・必要・利益または価値と関係する理由によって正当化されるような、ある人の行動の自由への干渉」(Dworkin, 1971, p.108)である。

ドゥオーキンのこの定義は、その定義の中に強制(coerce)を含んでいること、幸福(happiness)や利益(interests)の促進を目的としていること、その自由への干渉は正当(liberty of action justified)であることをその要件に含んでいることが特徴として挙げられる(石川, 2007, p.7)。ドゥオーキンは、その定義に強制と正当であることを含んでいるため、オートバイ運転手にヘルメットを被ることを要求する法律や、精神病患者の強制入院措置をパターナリスティックな介入として考えている。これらの介入は、被介入者の自由に対し、被介入者の利益などを目的に介入され、強制力を持ち、かつ正当とみなされるためパターナリズムであるとドゥオーキンは判断する。しかし、ドゥオーキンの定義では緩やかな勧告や、たばこの販売のように介入をされる者とその介入によって保護される者が異なる介入はパターナリスティックな介入としてみなされない。そのため、その「大まかな定義」は様々に批判され、後述するJ. クライニッチによって正当であることとパターナリズムであることは分けられることになった。

J. クライニッチはパターナリズムを次のように定義した。すなわち「Xが、目的の一つとして、Yの善の確保のために、Yに干渉する範囲では、XはYに関してパターナリスティックに行為している」。(Kleinig, 1983, p.13)

この定義の特徴は、正当であるとみなされる点をその定義から外し、正当化されるか否かはパターナリズムであるか否かの基準ではないとした点である。この

正当化されるか否かという点は、クライニッヒがその定義において行為者の動機に注目しところが大きい(木矢, 2012, p.12)。クライニッヒの定義は、今日におけるパターンリズムの定義としてその正当性を切り離れた論であるされ軸となっている。クライニッヒの指摘以後、パターンリズムに関する議論は、パターンリズムが認められる場合どのような理由であるか、という正当化の基準を巡るものへと展開されていく。

3. 正当化の基準を巡る議論の争点

次に、パターンリズムが正当なもののみなされる際の基準について整理する。先行研究によれば、ミル、ドゥオーキン、クライニッヒ、中村らの研究で論じられる正当化の基準は以下の5つに分類できる(石川, 2007)。(1) 判断能力の有無, (2) 自己決定の合理性, (3) 被介入者の同意, (4) 被介入者の利益, (5) 自律の尊重, である。大江や中村も国内外の先行研究を同様に分類しており、この5つの分類は妥当性があるものと言えよう。これらの判断基準が満たされるとき、パターンリスティックな介入は正当なもののみなされてきたものの、それぞれの判断基準は問題があった。そのため、その問題点の克服を目指す形で、現在では(5) 自律の尊重という基準が妥当なものとして検討されている。

例えば(1)を基準にした際、子どもや障害者は判断能力がないためそのような対象に対する介入は正当なもののみなされる。しかし、判断能力の有無をどのように判断するのかという問題が残る。(2)もまた、何が合理的であるかはそのときの社会状況や介入者の意図によって拡大解釈される危険がある。(3)の基準は、事前同意と将来における同意に分けられる。同意が介入の正当化の根拠となった場合、被介入者が持つ情報や価値観に大きく左右される。また、介入者によって同意へと誘導される場合もある。(4)の基準は、何が被介入者にとっての利益になるのかをどのように判断するのかという点で不十分なものとみなされる。どのような場合であっても利益とみなすことによって、無制限な介入を招く場合がある。

これらの正当化基準に対して、(5)の自律の尊重は一定の妥当性を持つと考えられている。自律の尊重をめざすパターンリズムは、クライニッヒによるパーソナル・インテグリティの尊重という観点を基盤としている。パーソナル・インテグリティとはその人の人間性、好み、価値観などを統合的に考える人格の総体である。この総体を尊重することによって、介入者の価値観だけでなく、その介入の基準に被介入者の価値観に

も沿う介入の可能性が開かれる。この基準は、利益や合理性をもって介入を正当化するのではなく、本人の人生観や意思を吟味しそれを支援することを意図しているため、正当化基準の中では最も有力であると考えられている(石川, 2007, p.9)。

次に、子どもに対するパターンリズムの正当化を巡る動向を整理する。子どもに対するパターンリズムの正当化を巡る議論は、成人に対するパターンリズムを巡る議論とは異なる文脈で展開されてきた。というのも、子どもは介入の対象が子どもという理由で正当化され、その理由は自明なものだとされがちであった。そのため、いくつかの正当化モデルは各論者で共通されているものの、そのモデルが教育の文脈で引き受けられた際どのように展開されるかははまだ議論されている。

今日的なパターンリズムの議論を教育の文脈で本格的に取り上げたのは、イギリスの倫理学者 R. S. ダウニーであった(帖佐, 2009)。我が国では、アメリカの教育哲学者である F. シュラグの論文 (Shrag 1977) を紹介する形で、太田 (1995) が教育の文脈でパターンリズムの議論を取り上げている。ダウニーやシュラグ、太田が整理したパターンリズムの正当化基準は主に次の三つに分類される。第一に、本人の同意を根拠とする同意モデル、第二に、介入の結果が介入という侵害を超える利益をもたらす場合に認められるとする帰結主義モデル、第三に、正当化されるパターンリスティックな介入は別の介入原理、とりわけ侵害原理によって説明できるとする疑似的モデル、の三つである。

これらのモデルを踏まえたうえで、大江や帖佐はこれら三つのモデルを包括する枠組みが無ければ子どもへの介入が無制限に行われてしまうという問題点を指摘し、これらのモデルの正当性を検討する枠組みの提出を目指す。大江 (2003) は、万能な正当化モデルは存在しないとの立場をとる。そして、個々人の状況に応じてこれらの正当化モデルを当てはめるための軸として、自律の尊重を踏まえる立場をとる。

一方、帖佐 (2012) は、正当化の「原理」レベルにおいて「どの正当化モデルを主軸に据え、どのモデルを補完的に位置するか」という大まかな枠組みを示すことは可能であるとの立場をとり、そのモデルとして「将来的自己への侵害」モデルを定置する(帖佐, 2012, p.90)。帖佐が枠組みとして提出した「将来的自己への侵害」は、何を以て将来的自己への侵害となるかの判断に、「将来獲得するであろう自律」や「パーソナル・インテグリティ」といったものの最低限の保障を挙げることによって、各々のモデルが直面する有効範囲という問題⁽⁵⁾を乗り越えようとした。

大人に対するパターナリズムの正当化においても、子どもに対するパターナリズムの正当化においても、そこで争点となるのは「自律」であろう。「阻害されていなければ有するべき意思モデル」(中村, 2007, p.40)の立場をとる中村は、その後その正当化モデルを「自律の実現・補完」へと変更した。この呼び方の変化の背景には、ケアの倫理による問題提起の影響があったことに注目したい。中村は、ケアとパターナリズムの関係について次のように述べる。

自律の実現・補完という観点を加えた自律の尊重の考え方、そしてそれを基準としたよきパターナリズムとあしきパターナリズムとの線引きと基本的に同じ考え方が、よきケアとあしきケアの線引きに、つまりはケアする者の価値観・合理的判断などをケアされる者へと強いる「押し付けのケア」や逆にケアする者がケアされる者の一時的・衝動的な欲求に唯々諾々と従うような「あまやかしのケア」を「あしきケア」と判断する上でも、有効であろうと思われる。ケアの倫理は、ケアされる者が今そこで表示した意思の全てに応ずるといっても、その者が真に求めているものへと応答しようとすることによって個人を尊重することを目指していると考えられる。

(中村, 2007, p.288)

中村がここで強調しているのは、自律の実現・補完を目指すうえで、ケアの倫理による具体的な文脈の中で個人を見るというまなざしが重要である、ということであろう。中村が正当化の根拠としてあげる自律の実現・補完は、「自分の中の自分らしくない部分を自分らしい自分がコントロールすることを支援・援助する」(中村, 2007, p.265)ことである。そして、その人のその人らしさは個人によって異なるため、抽象的な人間像では捉えることができない。

しかしながら、中村の「自律の実現・補完」モデルは、教育の文脈で考えた際に不十分な点があるとして帖佐によって次のように批判されている。帖佐によれば、中村のモデルで想定されている自律は、阻害されていなければ有したであろう自律を想定しているため、個々人の個別具体性を考慮している。そのため、その個別具体性を将来獲得していくであろう未成熟ないし発達可能性を有する子どもの場合には、そのような人間像に立脚するのは不適切であり、将来的自己のような普遍的・抽象的な人間像を想定する方が妥当であると(帖佐, 2012, p.107)。

この中村と帖佐の論の違いは、自律の尊重がなされているか否かの基準をどのように捉えるかの違いにあると思われる。帖佐は、教育という営みが複雑かつ多様である以上全ての状況に妥当する介入の正当化モデルを構築することは困難であると言及しながらも、「正当化の『原理』レベルにおいて『どの正当化モデルを主軸に据え、どのモデルを補完的に定置するか』という大まかな枠組みを提示することは十分に可能である」(帖佐, 2012, p.90)との立場をとる。そのため、同じ「自律の尊重」を基準にしているもの、目の前の相手への介入を考えるのか、教育という制度において介入がどのように正当化し得るのかという論点の違いがあり、同じ「自律の尊重」を基準にしているものの、「自律の尊重」が意味しているものが異なっているように思われる。

帖佐は「将来的自己への侵害」モデルが個別具体的な各々の介入の当不当を判断し得るものではなく、様々な正当化モデルの大まかな枠組みであることを強調し、その点をチャイルド・パターナリズム論の限界として位置付けた。言い換えれば、中村が個別具体的なレベルに対応しようとする正当化モデルを「自律の実現・補完」モデルに求めたのに対し、帖佐はそのような個別具体的なレベルでの正当化モデルはパターナリズム論の限界にあたり、その限界をカバーし得るほかの理論への接続の可能性を示唆した。

本稿では、この限界をカバーし得る理論として、ケア倫理学を手掛かりとした「自律の実現・補完」モデルを改めて提案したい。帖佐が限界と位置付けた中村のモデルを再評価しつつ、帖佐のモデルと中村のモデルの関係についてその接続を試みる。そこで次節では、スロートによる正義批判を通してケア倫理学が許容する自律の在り方について論じる。

4. スロートによる自律の捉え直しー正義論への批判

まず、一般的にケアの倫理が批判する正義論を整理する。というのもケアの倫理が台頭してきた背景には、主に自由主義を基盤とする正義論への批判があったからである。有賀(2011)は、盛山(2006)や川本(2004)に依拠しながら現在の正義論の理解を次のように整理する。すなわち、現在の正義論の発端となったロールズの『正義論』が、「最も恵まれない者に最大の利益を」という平等主義的な「格差原理」に重きを置いたため、分配的正義が正義論の一般的テーマとして主流になった。

分配的正義が正義論の主流になっているものの、

ロールズが「正 (right) の善 (good) に対する優位」を強調し目指したものは、個人々人にとっての善という価値を超えた正があり、その正の概念化であった。「正義」という言葉で探求されているものは、人間の共同生活において「社会が従うべき基底的規範的原理」であり、制度や法、道徳や倫理といった諸々の規範的なものを全体として統括するような規範である。

そして、この全体を統合しうる概念として「権利」を置き、その権利の内実を議論してきた (有賀, 2011, p.6)。個人はこの権利を侵害されない範囲で善き生を追求できるべきであり、パターナリズムのような自由の侵害は批判の対象となる。この権利の根底には自律や自己決定が置かれることが多いが、いずれにせよそこで前提となる自律や自己決定の捉え方には様々な批判が投げかけられるようになった。

ケアの倫理が大きく注目されるようになったきっかけは、ギリガンの『もう一つの声』による告発である。ギリガンは、コールバーグの道徳性の発達理論は、他者から分離し思考できることに高い価値を置いており、他者との関係の中で判断しようとする思考枠組みは低い価値のものとして評価されてしまうことを明らかにした。ギリガンの指摘は、コールバーグの道徳性発達理論への批判にとどまらず、社会的な慣例や制度といった公的もしくは社会的な領域においても波及し、分離や個別化を中心とする正義と、思いやりや関係性の維持を中心とするケアの倫理との間の論争を引き起こした。

有賀が論じていたように、正義論は全体を統合しうる概念として「権利」に注目し、その権利の根底には自由や自律、自己決定への高い信頼がある。そのため、そのような自律を保証する正義論では、パターナリズムだけでなくケア関係で生じるであろう問題も是正の対象となる。

ケアの倫理は目の前の相手のニーズや脆弱性に応えようとするため、ケアする者とケアされる者の関係性を重視してきた。しかし、関係性への依存度が高いゆえに、その関係によっては様々な問題が引き起こされると指摘されてきた。ケアされる者によるケアする者への搾取という支配関係や、ケアする者によるケアされる者への抑圧など、ケアが生起する関係は様々な非対称性を抱えているため、権力関係に陥りやすい。

ケアの倫理に立脚することで起こりうるこれらの問題に対し、正義論は次のように対処するだろう。すなわち、正義の倫理は、自律を促し他者に依存しないことを推奨することでこのような問題の解決に取り組もうとする (安井, 2021, p.47)。

この自律を促し依存関係を解消しようとする考え

は、正義論がその議論の出発点に依存する他者を前提に想定していなかったことに起因する。そのため、他者に頼らざるを得ないという依存関係を、自律を阻害する問題ある関係と認識し、その関係の是正に議論の焦点を当てた。また、パターナリズムのような介入も、介入される個人の自律を阻害するものとして捉え、批判の対象とする。しかしながら、私たちの生活の中では介入せざるを得ない状況や、介入したところで道徳的に間違っていると判断されないであろう状況が存在する。

このような状況で起こる介入をケアの立場でどのように捉えるかについて取り組んでいる論者として、M. スロートが挙げられる。スロートは「自律の尊重」という軸でパターナリズムとして批判されるような介入への分析を試みる。パターナリズムが一般的に受け入れられない理由として、スロートは個人の自律への尊重の態度が欠けるからだと指摘する。そしてこの自律への尊重は、ケアの倫理と正義とでとらえ方が異なるという。自由主義に基づく正義論では、「個人の自律を尊重することは、〔他者に干渉されない〕という〕不干渉の原則を背景にして理解される個人の広範な権利を認めることを意味しているという (Slote, 2007, p.67 = p.102)。一方ケアの倫理は、そのような形での自律の尊重を批判し、異なった形でのアプローチをする。ケアの倫理に基づく自律の尊重は、自分自身で意思決定を行い、それに基づいて行動するという能力の行使を容認することを意味していた。すなわち、自律の尊重において肝要なのは、自律に基づいた行使と、その行使を巡る応答である。

なぜこの行使を認め、その行使を巡る応答が自律を捉えるうえで重要になるのか。そこには自律を関係的に捉えようとするケア倫理学の視点がある。スロートは、A. ベアを引用しながら自己が二人称から始まることの重要性を指摘する。『「私たちが原初的に二人称である」という事実はどれだけ控えめに見積もっても、自律は因果的に見れば関係的である」ということを示しており、自律が育まれる過程で私たちは関係性の中に存在することを強調する (Slote, 2007, p.61 = p.97)。さらにスロートは、自律が何を含意するかを示すうえで、その対極に抑圧や支配といった関係での自己喪失をあげ、自律が行使できる状態を描く。自律が行使できる状態とは、自分自身の欲求や向上心に不安を抱くことなく自分自身がそれらを承認できる状態である。自律を、その行使にまで拡大し考えるのであれば、自他からの承認や、それらを実現するうえでの制度、社会との協力は不可避であろう。

関係を人間の本質的なものと捉えるケアの倫理にお

いては、私たちの振る舞いによってその関係性がどのように変化し、そこでどのような関係が結ばれるかが重要である。そのため、ケア倫理学は、「自律の尊重」とはなにかを問われた際、その実現・行使にまで目を向けその実現・行使の結果どのような関係が結ばれるかまでその射程を広げる。そして、自分自身で考え意思決定をすることをあらわす「自律」そのものも、その思考のプロセスや決定に関わる自己が形成される様々な関係があることを踏まえると、その捉え方の拡張の可能性が開かれるだろう。

本節では、「自律の尊重」を巡りケア倫理学がどのようなアプローチを試みていたかを論じた。最後に、これまでの論述から「自律」を争点としたパターンリズムの正当化を巡る議論を捉え直すことによって、ケアの倫理とパターンリズムの関係について考察する。

5. 結語的考察

本稿の内容をまとめ、当初の課題であった「ケアの倫理とパターンリズムの関係」について考察を行いたい。本稿ではまず、パターンリズムという言葉がどのような意味で理解されてきたのかを整理した。パターンリズムは介入のタイプを特徴づける総称の一つであり、パターンリズムを巡る議論の論点は、その定義を巡る議論からどのような理由であれば介入が認められるかという正当化の基準を巡る議論へと移っていった。そして、正当化の基準を巡る議論では「自律の尊重」が一つの軸となっていた。

しかし、第三節で指摘した通り、「自律の尊重」を巡るパターンリズム研究の中でもその論者が用いる意味が異なっていることが読み取れる。帖佐は、自身が提案した「将来的自己の侵害」モデルに対して、中村の「自律の実現・補完」モデルとの類似性を指摘しつつ、中村が想定する「阻害されていなければ有したであろう自律」は、個々人の個別具体的な生き方から判断されるため、未成熟である子どもの場合には適さないと批判する。「将来獲得するであろう自律」を、「将来自律的な個人として社会で生きていく上で、最低限必要となる（であろう）内容」という、介入の上限を決めるブレーキのような役割でとらえる。そのため、中村とは対照的に、自律を軸にしつつもそれがいかに妨げられないかに焦点が当てられていた。

そして、続く第四節では、「自律」を軸にしつつも対照的なアプローチを見せる帖佐と中村の正当化モデルを分析するために、スロートが論じていたケア倫理学と正義論における「自律の尊重」の違いを検討した。正義論における「自律の尊重」は、自由や自己決定が

妨げられない状況を作ることに力点が置かれている。一方、ケア倫理学における「自律の尊重」は、その行使、実現に力点が置かれていた。ケア倫理学が捉える「自律の尊重」は、様々な関係の中で最終的に下した自己決定に基づく意思が尊重されることが目指される。そして、その尊重が意味する行使や実現の要件は、共感に基づいたケアの倫理が肝要とするケアする者の態度に基づくものである。この行使は抑圧や支配されることなく、様々な要因から導かれる自身の考えを否定されず、承認されることによって実現されるべきものである。

この承認や受け入れを「自律の尊重」において肝要とするケア倫理学の観点からは、中村の正当化モデルは次のように言い換えることができるだろう。「自律の実現・補完」を目指すパターンリズムの正当化において重要なのは、目の前の子どもが何を望んでいるのかを推測し、それに基づいて介入をすることではない。肝要なのは目の前の子どもがその欲求や表明を拒否され抑圧されることなく、承認されその意思が受け入れられることであろう。その後の介入が子どもの欲求や表明と異なっていたとしても、その意思表明が承認されることが「自律の尊重」において重要であると言える。その一方で、帖佐が提示した「将来的自己への侵害」モデルもまた重要な役割を持っていると思われる。

本稿では、帖佐が限界と位置付けた中村の正当化モデルを、ケア倫理学の観点から何が自律の尊重を意味するかという枠組みをずらすことにより、その限界を回避するものとして提示を試みた。しかし、ケア倫理学が捉える「自律の尊重」もまた、それのみを判断の基準としてしまった場合、社会や集団の中で子どもたちが生活することを考えると問題であろう。中村のモデルは正当化される際の態度を示しており、帖佐のモデルは大まかな枠組みを提示している。パターンリスティックな介入をせざるを得ない教育者は、両モデルが提示した態度と基準のバランスを図りながら子どもと接していくことが求められるだろう。

言い換えれば、態度を正当化の基準に置くパターンリズム、言い換えればその承認という形で「自律の尊重」を目指すパターンリズムの実現には、ケアの倫理が提示してきたケアする者の態度が重要であろう。

「自律の尊重」を巡るパターンリズムとケア倫理学の違いから、両者の関係は次のような形になると言えるだろう。ケアの倫理とパターンリズムの関係が対立関係とみなされるとき、それはパターンリズムが介入する者と介入される者との間に生じる関係性を埒外に置き、その関係性から脱却を目指した自律観が存在し

た。その一方、ケア倫理学による「自律」の捉え直しによって示された関係性を巡る態度の側面が、パターナリズムに含みこまれるとき、パターナリズムとケアの倫理は対立する関係よりむしろ互いを補完しあう議論としての可能性が開かれると思われる。

【註】

- (1) 本稿では「ケアの倫理」および「ケア倫理学」という言葉が出てくるが、それぞれを「倫理」と「倫理学」の違いを基に次のような意味で用いている。本稿では「倫理」を人と人との関りにおける規範や原則を示すものと扱い、「倫理学」はその規範や原則の妥当性を検討し、そこから様々な概念の問い直しまでをおこなうものとして扱う。そのため、ケアの倫理はケアという行為に関わり導かれる規範や原則を示し、ケア倫理学はその規範や原則の妥当性を射程に入れながら、様々な概念の検討を行っている。そのためケア倫理学においてパターナリズムは検討の対象であり、その扱われ方として避けるべきものとみなされてきた。そのため、ケア倫理学とパターナリズムの関係はケア倫理学による検討の対象の一つである。その一方、パターナリズムは介入の総称であり、介入そのものと示すこともあれば介入の規範を示すこともある。また、本稿では、ケアの倫理との関係でパターナリズムを検討していくが、パターナリズム批判は、主として自由主義の観点から行われている。
- (2) 本稿では、行為の規範を示すケアの倫理とパターナリズムを対立関係として示している。言い換えれば、ケア倫理学においてパターナリズムは検討の対象である。そして、ケアの倫理も同じく検討の対象であるため、ケア倫理学という大きな枠組みの中で、ケアの倫理とパターナリズムは対立する図式として描かれている。
- (3) 望ましい関係性を築き維持しようとするケアの倫理の観点では、パターナリズムは道徳的に禁止されるべきものとして理解することができる。しかし、成人したわが子や自分の大切な人がヘルメット未着用でのオートバイの乗用やシートベルト未着用での乗用を行おうとする際、説得の余地が無い場合に無理やり止めようとすることをパターナリスティックな特徴を持つからといって道徳的に望ましくないと判断しないだろう (Slote, 2007, pp84-86)。
- (4) 弱いパターナリズムは、被介入者に十分な判断能力が無いとみなされた場合に行われる介入及び介入原理を指す。

- (5) 有効範囲の問題は以下のようなものが挙げられる。例えば被介入者の同意を根拠とする同意モデルでは、現在の同意が得られない介入は認められないため、義務教育段階の子どもが正当な理由なく学校に行かないといういわゆる「怠惰」も介入の射程から外れることになる (帖佐, 2012, p.98)。この同意論の問題とは逆に、帰結主義モデルはどのような介入もいずれ子どもの利益になる、という理由にどんな介入でも認められるようになってしまう。

【引用・参考文献】

- 秋池宏美『『教育とパターナリズム』研究の射程』『駿河大学論叢』第53号, 2016年, pp.79-97.
- 有賀美和子『フェミニズム正義論—ケアの絆をつむぐために』勁草書房, 2011年.
- 帖佐尚人「子どもの自由制約原理としてのパターナリズム—その諸正当化モデルの検討—」『教育哲学研究』第105号, 2012年, pp.88-108.
- Gilligan, C. *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press, 1982. (= 岩男寿美子ほか訳『もうひとつの声—男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店, 1986年.)
- Dworkin, G. "Paternalism", in R. A. Wasserstrom ed., *Morality and The Law*, Wadsworth Publishing Company, 1971, pp.107-126.
- 花岡明正「パターナリズムとは何か」『現代社会とパターナリズム』ゆみる出版, 1997年, pp.12-41.
- 花岡明正「パターナリズムの正当化基準」『現代社会とパターナリズム』ゆみる出版, 1997年, pp.201-229.
- 花岡明正「少年法とパターナリズム」『少年法の展望』現代人文社, 2000年, pp.39-58.
- Hart, H. L. A. *Law, Liberty and Morality*, Oxford University, 1963.
- 井上彰『正義・平等・責任—平等主義的正義論の新たな展開』岩波書店, 2017年.
- 井上達夫「パターナリズム」大庭健ほか編『現代倫理学辞典』弘文堂, 2006年, p.690.
- 生田久美子「教育における正義とケア—『教育の文脈』で再検討することの意義—」『教育哲学研究』第105号, 2012年, pp.1-8.
- 石川時子「パターナリズムの概念とその正当化基準—『自律を尊重するパターナリズム』に着目して—」『社会福祉学』第48巻, 第1号, 2007年, pp.5-16.
- 伊藤博美「教育における正義とケア—ケア及びケアリ

- ング倫理が教育にもたらしたもの』『教育哲学研究』第105号, 2012年, pp.15-21.
- 川本隆史「ケアの倫理と制度」『ジェンダー, セクシュアリティと法』有斐閣, 2004年.
- 川本隆史編『ケアの社会倫理学－医療・看護・介護・教育をつなぐ』有斐閣, 2005年.
- Kleinig, J. *Paternalism*, Manchester University, 1983.
- 児玉聡「ハート・デヴリン論争再考」『社会と倫理』第24号, 2010年, pp.181-199.
- 宮川幸奈『自律を目指す教育とは何か－自然主義的な教育哲学の試み』春風社, 2022年.
- メイヤロフ, ミルトン著 (田村真, 向野宣之訳)『ケアの本質・生きることの意味』ゆみる出版, 2006年.
- 盛山和夫『リベラリズムとは何か－ロールズと正義の論理』勁草書房, 2006年.
- 中村直美『パターナリズムの研究』成文堂, 2007年.
- 中野啓昭ほか編『ケアリングの現在－倫理・教育・看護・福祉の驚異会を超えて－』晃洋書房, 2006年.
- Noddings, N. *Caring: A Feminine Approach to Ethics and Moral Education*, The Regents of the University of California, 1984. (= 立山善康ほか訳『ケアリング－倫理と道徳の教育 女性の観点から』晃洋書房, 1997年.)
- Noddings, N. *The Challenge to Care in School*, Teachers College Press, 1992. (= 佐藤学ほか訳『学校におけるケアの挑戦－もう1つの教育を求めて』ゆみる出版, 2007年.)
- Noddings, N. *Philosophy of Education*, Westview Press, 1998. (= 宮寺晃夫訳『教育の哲学－ソクラテスから<ケアリング>まで』世界思想社, 2006年.)
- Noddings, N. *Starting at Home: Caring and Social Policy*, University of California Press, 2002.
- 岡田啓司『「自律」の復権－教育的かかわりと自律をはぐくむ共同体』ミネルヴァ書房, 2004年.
- 岡田啓司『自律者の育成は可能か』ミネルヴァ書房, 2011年.
- 岡田啓司「ケア活動のコミュニケーション論的検討」『京都光華女子大学研究紀要』第54号, 2016年, pp.13-20.
- 大江洋「子どもにおけるパターナリズム問題」『人文論究』第72号, 2003年, pp.15-37.
- 太田明「教育におけるパターナリズムの問題(1)」『愛知大学文学論叢』, 第108号, 1995年, p.1-20.
- パターナリズム研究会「紹介J・クライニッヒ著『パターナリズム』(一九八三年(一))」『国学院法学』第25巻, 第1号, 1987年, pp.107-131.
- パターナリズム研究会「紹介J・クライニッヒ著『パターナリズム』(一九八三年(二))」『国学院法学』第25巻, 第2号, 1987年, pp.133-145.
- パターナリズム研究会「紹介J・クライニッヒ著『パターナリズム』(一九八三年(三))」『国学院法学』第25巻, 第3号, 1988年, pp.133-145.
- Schrag, F. "The Children in the Moral Order", *Philosophy*, 52, 1997, pp.117-124.
- Slote, M. *The Ethics of Care and Empathy*, Routledge, 2007. (= 早川正祐・松田一郎訳『ケアの倫理と共感』勁草書房, 2021年.)
- 品川哲彦『正義と境を接するもの－責任という原理とケアの倫理－』ナカニシヤ出版, 2007年.
- 鈴木弘輝「はじめに」現代位相研究所編『統治・自律・民主主義－パターナリズムの政治社会学』NTT出版, 2012年, pp.I-XI.
- 富岡薫「ケアの倫理の『自律』批判再考」『倫理学年報』第71巻, 2022年, pp.219-232.
- 安井絢子「弱いパターナリズムとしてのケア関係の可能性：ケアの倫理におけるケアする人とケアされる人との間の権力関係を巡って」『先端倫理研究』第15巻, 2021年, pp.45-64.